

那 霸 市 公 報

第 1 5 4 6 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

告 示

- 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について(資産税課)
..... 1227
- 平成 22 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算(第 3 号)
(市街地整備課)..... 1227
- 平成 23 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算(市街地整備課)..... 1230
- 平成 22 年度那覇市一般会計補正予算(第 6 号)(財政課)..... 1231
- 平成 22 年度那覇市病院事業債管理特別会計補正予算(第 1 号)(財政課)
..... 1238
- 平成 23 年度那覇市一般廃棄物処理手数料の徴収事務委託について
(環境政策課)..... 1238
- 那覇市営住宅使用料等徴収業務委託について(市営住宅課)..... 1239
- 那覇市営住宅使用料等集金代行業務委託について(市営住宅課)..... 1239
- 平成 22 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)
(ちゃーがんじゅう課)..... 1240
- 平成 23 年度那覇市介護保険事業特別会計予算(ちゃーがんじゅう課)
..... 1241
- 平成 23 年度那覇市公営墓地整備等事業特別会計予算(環境保全課)..... 1243
- 平成 23 年度那覇市一般会計予算(財政課)..... 1245
- 平成 23 年度那覇市病院事業債管理特別会計予算(財政課)..... 1251
- 平成 23 年度一般廃棄物処理実施計画について(環境政策課)..... 1251

公 告

- 那覇広域都市計画事業真嘉比古島第一地区土地区画整理事業の事業計画変更について (区画整理課) 1259
- 那覇広域都市計画事業壺川土地区画整理事業の事業計画変更について (区画整理課長) 1260
- 那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について (道路建設課) 1261
- 那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について (道路建設課長) 1261

消防本部訓令

- 那覇市消防救助隊訓令 1263
- 那覇市消防職員の勤務の記録に関する訓令 1267
- 那覇市消防職員の勤務時間等に関する訓令 1271
- 那覇市消防署勤務規程の一部を改正する訓令 1274

上下水道局告示

- 那覇市排水設備指定工事店の新規指定および異動について 1276

福祉事務所長訓令

- 那覇市福祉事務所事務専決規程の一部を改正する訓令 1278

告 示

那覇市告示第 196 号

平成 23 年 3 月 11 日

掲 示 済

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条の規定により、平成 23 年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を、次のとおり納税者の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 縦覧期間 平成 23 年 4 月 1 日（金）から
平成 23 年 5 月 2 日（月）まで
（土曜・日曜日及び休日を除く）
- 2 縦覧時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
（昼食時間を除く）
- 3 縦覧場所 企画財務部 資産税課（仮庁舎 A 棟 1 階）

那覇市告示第 197 号

平成 23 年 3 月 22 日

掲 示 済

平成 23 年（2011 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 22 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算（第 3 号）の要領は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 22 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 22 年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		1,018,538	5,400	1,013,138
	1 国庫補助金	1,018,538	5,400	1,013,138
2 繰入金		136,886	2,441	134,445
	1 一般会計繰入金	136,886	2,441	134,445
5 市 債		386,800	7,300	379,500
	1 市 債	386,800	7,300	379,500
歳 入 合 計		1,544,198	15,141	1,529,057

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 都市再開 発事業費		1,510,743	14,641	1,496,102
	1 都市再開発事業費	1,510,743	14,641	1,496,102
2 公債費		33,455	500	32,955
	2 公債費	33,455	500	32,955
歳 出 合 計		1,544,198	15,141	1,529,057

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 都市再開発事業	386,800	普通貸借又は証券発行(登録公債)	年5%以内(ただし、利率見直し方で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	379,500		補正前に同じ	
計	386,800				379,500			

単位:千円

変更

那覇市告示第 198 号

平成 23 年 3 月 22 日

掲 示 済

平成 23 年 (2011 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 23 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 23 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算

平成 23 年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,330,314 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国庫支出金		千円 797,622
	1 国庫補助金	797,622
2 繰入金		181,990
	1 一般会計繰入金	181,990
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 雑入	1
5 市債		350,700
	1 市債	350,700
歳 入 合 計		1,330,314

歳 出

款	項	金 額
1 都市再開発事業費		千円 1,271,145
	1 都市再開発事業費	1,271,145
2 公債費		59,169
	1 公債費	59,169

歳 出 合 計	1,330,314
---------	-----------

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 都市再 開発事業	千円 350,700	普通貸借又 は証券発行(登録公債)	年 5 %以内(ただし、利率見 直し方式で借り 入れる資金につ いて、利率の見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	償還期間は、据置期間を含 め 3 0 年以内とする。 償還方法は、元利均等、元 金均等等による。 ただし、財政の都合により 、据置期間中であっても繰上 償還し、償還年限を変更し、 又は借り換えることができ る。
計	350,700			

那 覇 市 告 示 第 3 号

平成 23 年 4 月 1 日

平成23年（2011年）2月那覇市議会定例会で議決された平成22年度那覇市一般会計補正予算（第6号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 22 年度那覇市一般会計補正予算（第 6 号）

平成22年度那覇市の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,217,578 千円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 132,726,297 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 既定の債務負担行為の廃止は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 既定の地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位: 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		38,243,785	1,016,425	39,260,210
	1 市民税	15,231,947	978,413	16,210,360
	2 固定資産税	19,542,591	4,703	19,537,888
	3 軽自動車税	449,782	2,166	447,616
	7 入湯税	17,719	2,903	14,816
	8 事業所税	734,865	47,784	782,649
2 地方譲与税		717,495	16,286	733,781
	3 特別とん譲与税	8,041	16,286	24,327
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金		311,608	1,587	313,195
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	311,608	1,587	313,195
10 地方交付税		12,163,676	196,598	12,360,274
	1 地方交付税	12,163,676	196,598	12,360,274
12 分担金及び負担金		2,162,138	27	2,162,165
	2 負担金	2,162,137	27	2,162,164
13 使用料及び手数料		2,732,098	19,775	2,712,323
	1 使用料	2,163,274	21,357	2,141,917
	2 手数料	568,824	1,582	570,406
14 国庫支出金		33,723,566	373,633	34,097,199
	1 国庫負担金	24,066,299	215,668	24,281,967
	2 国庫補助金	9,489,736	201,235	9,690,971
	3 委託金	167,531	43,270	124,261
15 県支出金		8,968,631	220,396	8,748,235
	1 県負担金	5,132,242	96,953	5,035,289
	2 県補助金	3,165,379	82,635	3,082,744
	3 委託金	671,010	40,808	630,202
16 財産収入		1,067,938	107,938	1,175,876
	1 財産運用収入	290,351	19,229	309,580
	2 財産売払収入	777,587	88,709	866,296
17 寄附金		16,457	22,393	38,850
	1 寄附金	16,457	22,393	38,850
18 繰入金		3,539,700	226,387	3,313,313
	1 特別会計繰入金	93,360	3,317	96,677
	2 基金繰入金	3,446,340	229,704	3,216,636
19 繰越金		2,024,445	140,258	2,164,703
	1 繰越金	2,024,445	140,258	2,164,703
20 諸収入		4,206,413	284,091	4,490,504
	1 延滞金加算金及び過料	106,158	23,452	129,610
	5 雑入	995,545	260,639	1,256,184
21 市債		17,142,406	524,900	17,667,306
	1 市債	17,142,406	524,900	17,667,306

歳 入 合 計	130,508,719	2,217,578	132,726,297
---------	-------------	-----------	-------------

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		701,364	9,456	691,908
	1 議会費	701,364	9,456	691,908
2 総務費		15,300,390	2,229,813	17,530,203
	1 総務管理費	12,784,950	2,406,462	15,191,412
	2 徴税費	1,142,389	41,443	1,100,946
	3 戸籍住民基本台帳費	858,491	51,807	806,684
	4 選挙費	235,359	61,643	173,716
	5 統計調査費	186,537	21,756	164,781
3 民生費		53,456,603	45,219	53,411,384
	1 社会福祉費	16,022,661	241,181	16,263,842
	2 児童福祉費	19,233,423	258,471	18,974,952
	3 生活保護費	18,200,518	27,929	18,172,589
4 衛生費		8,626,450	179,943	8,446,507
	1 保健衛生費	3,987,712	56,288	3,931,424
	2 清掃費	4,638,738	123,655	4,515,083
5 労働費		324,237	3,852	320,385
	1 労働諸費	324,237	3,852	320,385
6 農林水産業費		87,337	433	86,904
	3 水産業費	41,082	433	40,649
7 商工費		1,088,553	19,205	1,069,348
	1 商工費	1,088,553	19,205	1,069,348
8 土木費		19,241,588	168,357	19,073,231
	1 土木管理費	299,727	12,321	312,048
	2 道路橋りょう費	1,255,483	86,023	1,169,460
	3 河川水路費	168,479	3,493	164,986
	4 港湾費	703,857	14,219	689,638
	5 都市計画費	9,095,141	9,390	9,104,531
	6 住宅費	7,718,901	86,333	7,632,568
9 消防費		2,554,043	28,343	2,525,700
	1 消防費	2,554,043	28,343	2,525,700
10 教育費		16,312,074	601,823	15,710,251
	1 教育総務費	1,901,436	56,006	1,845,430
	2 小学校費	6,838,243	172,009	6,666,234
	3 中学校費	1,173,592	10,423	1,163,169
	4 幼稚園費	1,137,904	42,064	1,095,840
	5 社会教育費	2,681,309	124,921	2,556,388
	6 保健体育費	2,579,590	196,400	2,383,190
12 公債費		12,670,827	1,044,396	13,715,223
	1 公債費	12,670,827	1,044,396	13,715,223
歳 出 合 計		130,508,719	2,217,578	132,726,297

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

(単位: 千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費			119,753
	1 総務管理費		119,753
		旧軍飛行場用地問題コミュニティセンター建設事業	76,071
		D V 対策意識啓発事業(住民生活に光をそそぐ交付金)	3,290
		A E D 購入事業(きめ細かな交付金)	4,200
		新庁舎建設事業	19,656
		パレット市民劇場緊急整備改修事業(きめ細かな交付金)	16,536
3 民生費			92,787
	1 社会福祉費		9,957
		発達支援モデル事業(住民生活に光をそそぐ交付金)	9,957
	2 児童福祉費		82,830
		法人保育所新規等建設補助金	16,138
		児童クラブ舎建築事業	10,760
		大名児童館雨漏り防止改修事業(きめ細かな交付金)	6,750
		(仮称)新都心保育所防音事業	22,353
		新都心保育所(仮称)新築事業	26,829
4 衛生費			30,278
	2 清掃費		30,278
		マテリアルリサイクル施設整備事業	30,278
7 商工費			11,655
	1 商工費		11,655
		モノレール駅舎多言語表記整備事業(きめ細かな交付金)	6,655
		賑わい広場デッキ増設事業(きめ細かな交付金)	5,000
8 土木費			5,186,309
	2 道路橋りょう費		399,476
		道路維持事業	18,000
		里道整備事業	7,200
		道路新設改良事業(防衛交付金)	11,652
		道路新設改良事業(活力交付金)	39,551
		道路新設改良事業(補助)	295,000
		交通安全施設整備事業(補助)	22,500
		交通安全施設整備事業(特交金)	5,573
	5 都市計画費		3,303,798
		沖縄都市モノレール建設推進負担金	2,834
		沖縄都市モノレール(株)貸付金	4,582

		街なみ環境整備事業	1,508
		沖縄都市モノレールインフラ外整備事業	27,480
		シンボルシーサー再生水設置事業(きめ細かな交付金)	33,000
		繰出金(土地区画整理事業特別会計)	151,935
		街路整備事業(補助)	1,754,663
		街路整備事業(活力交付金)	175,797
		公園文化財発掘調査	41,834
		公園整備事業(防衛交付金)	31,894
		公園整備事業(住宅局)	110,263
		公園整備事業(都市局)	906,799
		公園整備事業(単独)	21,609
福州園補修整備事業(きめ細かな交付金)	6,400		
公園外灯設置事業(きめ細かな交付金)	1,400		
新都心公園照明遮光対策事業(きめ細かな交付金)	1,300		
住居表示整備事業	10,500		
6 住宅費			1,483,035
	石嶺市営住宅建替事業		700,737
	宇栄原市営住宅建替事業	782,298	
9 消防費			2,160
	1 消防費		2,160
		消防車両用 A E D 整備事業(きめ細かな交付金)	2,160
10 教育費			954,315
	1 教育総務費		16,441
		学校図書館管理システム事業(住民生活に光をそそぐ交付金)	16,441
	2 小学校費		694,024
		学校床カーペット張替事業(きめ細かな交付金)	16,149
		小学校節水器具設置事業(きめ細かな交付金)	37,304
		古蔵小学校校舎建設事業	27,690
		(仮称)新都心第2小学校新築事業	612,881
	3 中学校費		16,699
		中学校節水器具設置事業(きめ細かな交付金)	16,699
	4 幼稚園費		95,645
		幼稚園節水器具設置事業(きめ細かな交付金)	7,995
		小祿幼稚園内壁剥離修繕工事事業(きめ細かな交付金)	2,300

		幼稚園園舎屋上防水工事事業(きめ細かな交付金)	12,000
		新都心第二幼稚園(仮称)新築事業	37,097
		(仮称)新都心第二幼稚園防音事業	36,253
	5 社会教育費		13,114
		臨港那覇 1 号線整備工事に伴う埋蔵文化財発掘調査	6,960
		首里公民館屋根防水工事事業(きめ細かな交付金)	1,754
		市立図書館充実事業(住民生活に光をそそぐ交付金)	4,400
	6 保健体育費		118,392
		奥武山野球場グレア対策事業(きめ細かな交付金)	11,397
		奥武山野球資料館整備事業(きめ細かな交付金)	5,546
		(仮称)新都心第 2 小学校共同調理場新築事業	101,449
合 計		6,397,257	

第 3 表 債務負担行為補正

廃 止

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
内閣府派遣職員宿舍借り上げ料(人事課)	平成 23 年度	1,200

第 4 表 地方債補正

1 追 加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
12 補償金 免除繰 上償還 に係る 借換債	1,116,200	普通貸借又は証券発行 (登録公債)	年 5%以内	償還期間は、5 年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

2 変 更

(単位: 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 庁舎建設事業	1,413,500	普通貸借又は証券発行(登録公債)	年 5% 以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め 30 年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	1,412,200	補正前に同じ		
2 社会福祉施設整備事業	39,500				29,300			
3 一般廃棄物処理事業	266,100				257,900			
5 道路整備事業	235,700				224,700			
6 都市計画事業	1,332,300				1,329,200			
7 都市公園整備事業	887,800				840,300			
8 市営住宅建設事業	1,619,900				1,593,900			
9 教育施設整備事業	4,293,300				3,830,900			
10 公共用地取得事業	802,700				781,100			

那 覇 市 告 示 第 4 号

平成 23 年 4 月 1 日

平成23年(2011年)2月那覇市議会定例会で議決された平成22年度那覇市病院事業債管理特別会計補正予算(第1号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 22 年度那覇市病院事業債管理特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 22 年度那覇市の病院事業債管理特別会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,949 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 48,221 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位: 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 諸収入		55,170	6,949	48,221
	1 貸付金元利収入	55,170	6,949	48,221
歳 入 合 計		55,170	6,949	48,221

歳 出

(単位: 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公債費		55,170	6,949	48,221
	1 公債費	55,170	6,949	48,221
歳 出 合 計		55,170	6,949	48,221

那覇市告示第 5 号

平成 23 年 4 月 1 日

平成 23 年度那覇市一般廃棄物処理手数料の徴収事務委託について

地方自治法施行令第158条第 2 項及び那覇市会計規則第34条第 2 項により平成23年度那覇市一般廃棄物処理手数料徴収指定店を次の通り告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	所在地・電話番号
沖縄日野出株式会社 代表取締役 平良盛也	西原町字東崎 4 番地の14 電 話 945 - 5115
株式会社 みつわ産業 代表取締役社長 與那嶺吉也	那覇市識名1169 電 話 834 - 1414
株式会社 ジーマックス 代表取締役 儀間良章	浦添市西洲 2 丁目 3 番地 2 電 話 875 - 3777
有限会社 上原清吉商会 代表取締役 上原清吉	糸満市字潮平749番地 電 話 994 - 3951

有限会社 大初 代表取締役 松長朋子	那覇市松尾2丁目19番7号 電 話 863 - 2773
有限会社 オキカミ 代表取締役 山城宗一	那覇市上間425番地 電 話 833 - 1901
株式会社 タカダ 代表取締役 高田聡	浦添市西洲2丁目7番地3 電 話 875 - 3121
株式会社 豆 湧川商会 代表取締役社長 湧川泰富	浦添市西洲2丁目8番地4 電 話 875 - 3001

那 覇 市 告 示 第 6 号

平成 23 年 4 月 1 日

那覇市営住宅使用料等徴収業務委託について

地方自治法第 158 条第 1 項及び第 2 項並びに那覇市会計規則第 34 条第 1 項及び第 2 項により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

徴収員氏名	住 所	委 託 期 間	担当市営住宅
名嘉元トヨ子	那覇市 壺川3丁目2番地5 壺川市営2 - 7 1 1	自平成 23 年 4 月 1 日 至平成 24 年 3 月 31 日	石嶺・石嶺第二 大名・久場川・汀良 末吉・真地・識名 安謝・安謝第一 壺川東改良・田原
高 良 恵 美	那覇市 小禄1丁目19番20号	自平成 23 年 4 月 1 日 至平成 24 年 3 月 31 日	宇栄原・銘苅・壺川 辻・若松・若狭改良 小禄・新都心銘苅 繁多川

那 覇 市 告 示 第 7 号

平成 23 年 4 月 1 日

那覇市営住宅使用料等集金代行業務委託について

地方自治法第 158 条第 1 項及び第 2 項並びに那覇市会計規則第 34 条第 1 項及び第 2 項により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

委託業者名	住 所	委 託 期 間
株式会社沖縄債権回収 サービス 代表取締役社長 平良 孝夫	那覇市 西 1 丁目 1 9 番 7 号	自平成 23 年 4 月 1 日 至平成 24 年 3 月 31 日

那覇市告示第 8 号

平成 23 年 4 月 1 日

平成 23 年 (2011 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 22 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 22 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

平成 22 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,161,695 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18,201,762 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 介護保険料		千円	千円	千円
		3,094,675	244,193	2,850,482
	1 介護保険料	3,094,675	244,193	2,850,482
3 国庫支出金		3,961,707	360,879	4,322,586
	1 国庫負担金	2,853,036	225,204	3,078,240
	2 国庫補助金	1,108,671	135,675	1,244,346
4 支払基金交付金		4,814,509	315,894	5,130,403
	1 支払基金交付金	4,814,509	315,894	5,130,403
5 県支出金		2,395,692	208,331	2,604,023
	1 県負担金	2,315,603	118,588	2,434,191
	3 県補助金	80,088	89,743	169,831
6 財産収入		3	2,832	2,835

	1 財産運用収入	3	2,832	2,835
7 繰入金		2,552,814	517,952	3,070,766
	1 他会計繰入金	2,546,350	129,040	2,675,390
	2 基金繰入金	6,464	388,912	395,376
歳 入 合 計		17,040,067	1,161,695	18,201,762

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 493,341	千円 104,304	千円 597,645
	1 総務管理費	250,373	107,257	357,630
	2 徴収費	27,216	331	27,547
	3 介護認定審査会費	215,752	3,284	212,468
2 保険給付費		15,808,249	1,057,822	16,866,071
	1 介護サービス等諸費	14,616,741	956,101	15,572,842
	2 介護予防サービス等諸費	1,170,467	99,821	1,270,288
	3 その他諸費	21,041	1,900	22,941
4 基金積立金		139,575	2,832	142,407
	1 基金積立金	139,575	2,832	142,407
5 地域支援事業費		550,524	3,263	547,261
	1 介護予防事業費	173,870	4,840	169,030
	2 包括的支援事業・任意事業費	376,654	1,577	378,231
歳 出 合 計		17,040,067	1,161,695	18,201,762

第 2 表 繰越明許費

単位：千円

款	項	事 業 名	金 額
1 総務費			
	1 総務管理費	福祉空間整備事業費	6,162
		介護基盤緊急整備等 特別対策事業費	52,000
合 計			58,162

那覇市告示第 9 号

平成 23 年 4 月 1 日

平成23年(2011年)2月那覇市議会定例会で議決された平成23年度那覇市介護保険事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 23 年度那覇市介護保険事業特別会計予算
平成23年度那覇市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 18,092,093 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 介護保険料		千円 2,898,281
	1 介護保険料	2,898,281
2 使用料及び手数料		751
	1 手数料	751
3 国庫支出金		4,318,500
	1 国庫負担金	3,078,240
	2 国庫補助金	1,240,260
4 支払基金交付金		5,105,940
	1 支払基金交付金	5,105,940
5 県支出金		2,635,386
	1 県負担金	2,403,233
	2 財政安定化基金支出金	1
	3 県補助金	232,152
6 財産収入		2,359
	1 財産運用収入	2,359
7 繰入金		2,999,054
	1 他会計繰入金	2,675,405
	2 基金繰入金	323,649
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		1,669
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 雑入	1,667
10 市債		1
	1 市債	1
11 サービス収入		130,151
	1 予防給付費収入	130,151
歳 入 合 計		18,092,093

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 687,807
	1 総務管理費	448,634
	2 徴収費	26,171
	3 介護認定審査会費	213,002
2 保険給付費		16,866,071
	1 介護サービス等諸費	15,572,842
	2 介護予防サービス等諸費	1,270,288
	3 その他諸費	22,941
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 基金積立金		2,355
	1 基金積立金	2,355
5 地域支援事業費		529,807
	1 介護予防事業費	153,746
	2 包括的支援事業・任意事業費	376,061
6 諸支出金		6,052
	1 償還金及び還付加算金	6,051
	2 繰出金	1
歳 出 合 計		18,092,093

那覇市告示第 10 号

平成 23 年 4 月 1 日

平成 23 年 (2011 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 23 年度那覇市公営墓地整備等事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 23 年度那覇市公営墓地整備等事業特別会計予算

平成 23 年度那覇市の公営墓地整備等事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 29,944 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 230 条第 1 項の規定により起こす

ことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		7,929
	1 使用料	7,927
	2 手数料	2
2 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
3 繰入金		1
	1 基金繰入金	1
4 借入金		1
	1 一般会計借入金	1
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		11
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 雑入	10
7 市債		22,000
	1 市債	22,000
歳 入 合 計		29,944

歳 出

(単位:千円)

款	項	金 額
1 霊園事業費		29,944
	1 霊園事業費	29,944
歳 出 合 計		29,944

第2表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 公営墓 地整備等 事業	22,000	普通貸借 又は証券発 行(登録公 債)	年5%以内(た だし、利率見直 し 方式で借り入れ る資金について、 利率の見直しを 行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	償還期間は、据置期間を含 め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元 金均等等による。 ただし、財政の都合により、 据置期間中であっても繰上償 還し、償還年限を変更し、又 は借り換えることができる。
計	22,000			

那覇市告示第 11 号

平成 23 年 4 月 1 日

平成23年(2011年)2月那覇市議会定例会で議決された平成23年度那覇市一般会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 23 年度那覇市一般会計予算

平成 23 年度那覇市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 124,150,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、22,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金 額
1 市税		39,648,024
	1 市民税	16,074,047
	2 固定資産税	19,937,226
	3 軽自動車税	481,553
	4 市たばこ税	2,383,846
	5 特別土地保有税	3

	6 入湯税	13,186
	7 事業所税	758,163
2 地方譲与税		712,542
	1 自動車重量譲与税	374,240
	2 地方道路譲与税	1
	3 特別とん譲与税	24,327
	4 航空機燃料譲与税	166,855
	5 地方揮発油譲与税	147,119
3 利子割交付金		104,995
	1 利子割交付金	104,995
4 配当割交付金		12,734
	1 配当割交付金	12,734
5 株式等譲渡所得割交付金		20,096
	1 株式等譲渡所得割交付金	20,096
6 地方消費税交付金		2,919,393
	1 地方消費税交付金	2,919,393
7 自動車取得税交付金		101,214
	1 自動車取得税交付金	101,214
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金		313,195
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	313,195
9 地方特例交付金		361,793
	1 地方特例交付金	361,793
10 地方交付税		11,820,409
	1 地方交付税	11,820,409
11 交通安全対策特別交付金		53,000
	1 交通安全対策特別交付金	53,000
12 分担金及び負担金		2,174,170
	1 分担金	1
	2 負担金	2,174,169
13 使用料及び手数料		2,734,354
	1 使用料	2,167,722
	2 手数料	566,632
14 国庫支出金		33,995,545
	1 国庫負担金	26,163,787
	2 国庫補助金	7,719,676
	3 委託金	112,082
15 県支出金		8,842,800
	1 県負担金	5,369,290
	2 県補助金	3,087,135
	3 委託金	386,375
16 財産収入		354,523
	1 財産運用収入	301,461
	2 財産売払収入	53,062

17 寄附金		1
	1 寄附金	1
18 繰入金		4,412,063
	1 特別会計繰入金	2,836
	2 基金繰入金	4,409,227
19 繰越金		400,000
	1 繰越金	400,000
20 諸収入		1,644,977
	1 延滞金加算金及び過料	114,706
	2 市預金利子	3,590
	3 貸付金元利収入	453,466
	4 受託事業収入	31,475
	5 雑入	1,041,740
21 市債		13,524,172
	1 市債	13,524,172
歳 入 合 計		124,150,000

歳 出

(単位:千円)

款	項	金 額
1 議会費		910,031
	1 議会費	910,031
2 総務費		11,971,354
	1 総務管理費	9,866,275
	2 徴税費	1,078,166
	3 戸籍住民基本台帳費	813,476
	4 選挙費	67,775
	5 統計調査費	51,849
	6 監査委員費	93,813
3 民生費		56,218,693
	1 社会福祉費	16,176,935
	2 児童福祉費	21,014,546
	3 生活保護費	19,027,211
	4 災害救助費	1
4 衛生費		8,389,489
	1 保健衛生費	4,381,133
	2 清掃費	4,008,356
5 労働費		272,699
	1 労働諸費	272,699
6 農林水産業費		81,821
	1 農業費	41,148
	2 林業費	120
	3 水産業費	40,553
7 商工費		1,165,303
	1 商工費	1,165,303
8 土木費		15,499,686

	1 土木管理費	322,402
	2 道路橋りょう費	1,311,625
	3 河川水路費	181,604
	4 港湾費	699,033
	5 都市計画費	8,740,153
	6 住宅費	4,244,869
9 消防費		2,534,814
	1 消防費	2,534,814
10 教育費		12,842,989
	1 教育総務費	1,785,569
	2 小学校費	3,467,309
	3 中学校費	2,034,536
	4 幼稚園費	1,592,840
	5 社会教育費	1,781,760
	6 保健体育費	2,180,975
11 災害復旧費		4
	1 農林水産施設災害復旧費	1
	2 公共土木施設災害復旧費	2
	3 その他公共施設公用施設災害復旧費	1
12 公債費		14,193,116
	1 公債費	14,193,116
13 諸支出金		1
	1 公営企業貸付金	1
14 予備費		70,000
	1 予備費	70,000
歳 出 合 計		124,150,000

第 2 表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額
新庁舎建設工事(太陽光発電・電話交換設備) (新庁舎建設室)	平成 24 年度	111,000
新庁舎ネットワーク構築事業(情報政策課)	平成 23 年度から 平成 29 年度まで	170,100
市県民税賦課パンチ委託業務(市民税課)	平成 24 年度	800
納税催告センター運営事業(納税課)	平成 24 年度から 平成 26 年度まで	42,640
那覇市小口資金融資制度に係る損失補償 (商工農水課)	平成 24 年度から 平成 34 年度まで	保証融資額のうち、沖縄県信用保証協会が金融機関に代位弁済した額から株式会社日本政策金融公庫が補填する

		額を差し引いた 額
那覇市 I T 創造館管理運営委託料 (商工農水課)	平成 23 年度から 平成 26 年度まで	66,780
那覇市伝統工芸館管理運営委託料 (商工農水課)	平成 23 年度から 平成 26 年度まで	32,496
家庭ごみ有料化事業 (環境政策課)	平成 24 年度	12,657
エコマール那覇維持管理業務委託 (クリーン推進課)	平成 24 年度	47,623
樹木剪定枝等の再生処理業務委託 (クリーン推進課)	平成 24 年度から 平成 25 年度まで	28,350
緊急通報システム事業業務委託契約 (チャーがんじゅう課)	平成 24 年度から 平成 25 年度まで	5,400
緊急通報システム事業業務委託契約 (シルバー ハウジング) (チャーがんじゅう課)	平成 24 年度から 平成 25 年度まで	2,340
「健康なは 2 1 」推進運営委託事業 (健康推進課)	平成 24 年度から 平成 26 年度まで	8,200
泊幼稚園園舎建設事業 (設計・監理) 業務委託 (こども政策課)	平成 23 年度から 平成 25 年度まで	37,149
真嘉比幼稚園園舎建設事業 (設計・監理) 業務委 託 (こども政策課)	平成 23 年度から 平成 24 年度まで	33,718
泊児童クラブ舎建設事業 (設計・監理) 業務委託 (子育て応援課)	平成 23 年度から 平成 25 年度まで	5,525
那覇市古波蔵児童館管理運営委託料 (子育て応援課)	平成 23 年度から 平成 28 年度まで	49,115
那覇市首里金城村屋管理運営委託料 (都市計画課)	平成 23 年度から 平成 26 年度まで	2,082
久場川市営住宅第 3 期建替事業 (工事請負費) (建築工事課)	平成 24 年度から 平成 25 年度まで	1,194,240
久場川市営住宅第 3 期建替事業 (工事監理) (建築工事課)	平成 23 年度から 平成 25 年度まで	30,000
那覇市波の上ビーチ広場管理運営委託料 (公園管理室)	平成 23 年度から 平成 26 年度まで	17,106
新消防緊急通信指令システム支援情報連携サ ーバー整備事業 (消防本部総務課)	平成 24 年度から 平成 29 年度まで	11,013
小禄中学校校舎建設事業 (工事請負費) (施設課)	平成 24 年度	1,705,541
泊小学校屋内運動場建設事業 (設計・監理) 業 務委託 (施設課)	平成 23 年度から 平成 25 年度まで	58,079
真嘉比小学校屋内運動場建設事業 (設計・監理) 業務委託 (施設課)	平成 23 年度から 平成 25 年度まで	35,014
学校給食搬送業務委託事業 (銘苅) (学校給食センター)	平成 23 年度から 平成 28 年度まで	27,090

学校給食搬送業務委託事業 (安謝・天久) (学校給食センター)	平成 23 年度から 平成 28 年度まで	54,180
学校給食搬送業務委託事業 (真和志・古蔵) (学校給食センター)	平成 23 年度から 平成 28 年度まで	135,450

第 3 表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 庁舎建設事業 2 社会福祉施設整備事業 3 一般廃棄物処理事業 4 病院事業貸付金 5 道路整備事業 6 都市計画事業 7 都市公園整備事業 8 市営住宅建設事業 9 消防施設整備事業 10 教育施設整備事業 11 臨時財政対策債	1,793,600 261,800 15,600 200,700 237,600 1,273,600 656,100 847,000 17,300 2,051,300 4,431,738	普通貸 借又は 証券発 行 (登 録 公 債)	年 5 % 以 内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資 金 に つ い て、利率の見 直しを行った 後 において は、当該見直 し後の利率)	償還期間は、据置 期間を含め 30 年以 内とする。 償還方法は、元利 均等、元金均等々に よる。 ただし、財政の都 合により、据置期間 中であっても繰上 償還し、償還年限を 変更し、又は借り換 えることができる。
12 補償金免除繰上償還 に係る借換債	332,000	普通貸 借又は 証券発 行 (登 録 公 債)	年 5 % 以内	償還期間は、3 年 以内とする。 償還方法は、元利 均等、元金均等々に よる。 ただし、財政の都 合により、繰上償還 し、償還年限を変更 し、又は借り換える ことができる。
計	12,118,338			

那覇市告示第 12 号

平成 23 年 4 月 1 日

平成23年(2011年)2月那覇市議会定例会で議決された平成23年度那覇市病院事業債管理特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 23 年度那覇市病院事業債管理特別会計予算

平成 23 年度那覇市の病院事業債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 0 3 , 1 6 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸収入		103,162
	1 貸付金元利収入	103,162
歳 入 合 計		103,162

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公債費		103,162
	1 公債費	103,162
歳 出 合 計		103,162

那覇市告示第 13 号

平成 23 年 4 月 1 日

平成 23 年度一般廃棄物処理実施計画について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定に基づき、平成23年度一般廃棄物処理実施計画を次のように定めたので、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例(平成5年那覇市条例第15条)第18条第2項の規定により告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成23年度一般廃棄物処理実施計画

- 1 処理区域
那覇市全域
- 2 処理する一般廃棄物
ごみ、し尿及び浄化槽汚泥（那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第2条第3号に規定する適正処理困難一般廃棄物は除く）
- 3 一般廃棄物見込み処理量 ごみ96,810t、し尿及び浄化槽汚泥6,125kl
※集団・拠点回収は見込み処理量合計から除く。

単位：ごみ(t)、し尿及び浄化槽汚泥(kl)

一般廃棄物の種類	系 統	性状（種類）	収集主体	処理方法	処理量（内訳）
ご み	家庭系一般廃棄物	燃やすごみ	直営	焼 却	11,312
			委託業者		30,964
			許可業者		8,088
			自己搬入		316
		燃やさないごみ （有害・危険ごみ・その他含む）	直営	破碎選別後焼却 （廃蛍光管は除く）	363
			委託業者		854
			許可業者		233
			自己搬入		76
		粗大ごみ	直営	破碎選別後焼却	130
			委託業者		341
			自己搬入		489
		資源化物	直営	市長の指定する施設へ搬入	2,564
			委託業者		5,638
			許可業者		523
			自己搬入		270
	事業系一般廃棄物	燃やすごみ	許可業者	焼 却	32,681
			自己搬入		210
		燃やさないごみ 粗大ごみ	許可業者	破碎選別後焼却	194
			自己搬入		11
		資源化物	許可業者	市長の指定する施設へ搬入	1,509
			自己搬入		45
し尿及び浄化槽汚泥	直接資源化 その他	資源化物 （缶、びん）	拠点回収	廃棄物再生事業者へ搬入	40
		資源化物（紙）	集団回収	廃棄物再生事業者へ搬入	331
し尿及び浄化槽汚泥	—	—	許可業者	市長の指定する施設へ搬入	6,125

4 ごみ減量・資源化計画

- ① 4R (リフューズ・不必要なものは断る、リデュース・減量する、リユース・再利用する、リサイクル・再資源化する) を基本理念に各種啓発事業を推進し、ごみの発生抑制と資源化を図る。
- ② 市が収集する家庭系のうち、燃やすごみ及び燃やさないごみは指定のごみ袋に入れて、粗大ごみは粗大ごみ処理券を貼って排出する方法により、ごみの発生抑制と分別の徹底を図る。
- ③ ごみステーションの門口及び分散化 (数世帯グループ単位で排出場所指定) 等を推進し、不法投棄の防止と分別の徹底を図る。
- ④ 紙、缶、びん、布、ペットボトル及び草木は、分別収集の徹底、集団回収事業等により資源化を図る。
- ⑤ 家庭用生ごみ処理機器購入助成により、生ごみの減量・資源化を図る。
- ⑥ トレーなどは、店頭回収しているスーパー等の意向を確認しつつ、回収拠点をPRし、事業者による資源化を促進する。
- ⑦ 事業系ごみについては、事業者の自己処理責任に基づき、減量・資源化の指導を徹底し、ごみの減量・資源化を図る。
- ⑧ 事業系古紙については、オフィス古紙 (機密文書含む) 等の資源化を推進する。資源化可能な紙は、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止する。
- ⑨ ごみ搬入時検査を実施し、分別されていないごみの搬入防止と分別指導の徹底を図る。
- ⑩ 大規模事業所等を対象にごみ減量化計画の策定指導を強化し、事業所の自主的なごみ減量・資源化を図る。

5 ごみの分別排出及び収集

(1) ごみの分別について

種 別	例 示
燃やすごみ	生ごみ、布きれ、紙くず、プラスチック、ゴム・皮革製品等
燃やさないごみ	金属類、陶磁器、ガラス類、小型電気製品等
粗大ごみ	家具類、寝具類、板切れ、金属・プラスチック類、ガスコンロ、資源化できない大きさの木・幹等
資源化物	缶、びん、ペットボトル、紙、布、草木
有害・危険ごみ、その他	蛍光管、割れガラス、カミソリ・カッター・刃物類等・乾電池

(2) 家庭系ごみ

- ① 家庭ごみは直営と委託業者により、市長の指示する方法に従い市長が決定した所定の場所から収集する。所定の場所についてはクリーン推進課で縦覧に供する。
- ② ごみは、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、缶、びん、ペットボトル、紙、布、草木、有害ごみ、危険及びその他ごみに分別して排出する。
 - ・ 収集するごみの種類及び収集日等は別表のとおりとする。
 - ・ 粗大ごみは電話申込により収集日を指定する。
- ③ 引っ越し等により多量に排出されるごみ及び空き地の清掃に伴うごみは、排出者自ら、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号。以下「法」という。) 第7条第1項の規定する一般廃棄物収集運搬業者により、処理施設に搬入しなければならない。

(3) 事業系ごみ

- ① 事業活動に伴って生じる一般廃棄物は、事業者自ら処理するか若しくは一般廃棄物収集運搬業者に依頼して処理しなければならない。
- ② 事業系ごみは、燃やすごみ、燃やさないごみ、缶、びん (無色、茶色、その他)、ペットボトル、紙及び草木の種類に分別して排出する。
- ③ 缶、びん、ペットボトル、紙及び草木の搬入は、市長の指示によるものとする。
- ④ 事業活動に伴い発生する草木は、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止する。その草木の処理方法については、自ら処理するか、又は法第7条第1項及び第6項に規定する一般廃棄物処理業者へ委託しなければならない。

6 一般廃棄物(ごみ)の処理体制

(1) 一般廃棄物(ごみ)収集運搬業者

法第7条第5項第2号の一般廃棄物処理計画に適合するものとして、那覇市一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可要綱(平成21年12月25日環境部長決裁)に基づいて、市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者は、次のとおりである。

① 個人 43人

許可番号	氏 名	所 在 地	許可番号	氏 名	所 在 地
3	栗國 重徳	那覇市首里末吉町3-93-7	35	伊佐 眞助	那覇市首里石嶺町4-365-2
5	祖平 憲一	那覇市字宇栄原557-9	37	比嘉 貫一	那覇市首里石嶺町2-48-3
6	伊佐 常福	浦添市宮城5-8-1	38	村吉 常忠	浦添市勢理客1-23-10-109
7	大城 保	那覇市港町2-2-3	39	宮城 康雄	南城市大里字大里1770-1
9	佐久川 政則	那覇市首里山川町2-107	40	根間 朝一	那覇市古島1-7-31
10	新垣 直美	那覇市首里末吉町4-5-1	41	宮里 竹信	那覇市字真地270
11	上原 弘和	那覇市宮城1-4-16	43	棚原 敏彦	豊見城市字座安301
14	根間 正吉	浦添市大平1-22-13	46	上原 勝	那覇市高良2-15-58
16	伊野波 盛堅	南風原町字宮平426-12	47	新里 順政	南城市大里字大里1624
17	上原 栄喜	浦添市西原6-15-1	48	大城 勝	南城市大里字仲間7-23
18	瑞慶覧 克明	浦添市字経塚811-7	49	根間 正明	那覇市字真嘉比350-1
19	松原 秀明	那覇市字松川524-1	51	川上 博敏	浦添市当山2-32-22
20	栗國 恒男	浦添市字経塚811-60	53	吉浜 克実	那覇市松川2-11-15
21	根間 喜代美	浦添市伊祖1-22-3	54	前門 精和	那覇市松川1-12-27
22	玉城 宏	南城市大里字高平131-18	55	普天間 俊幸	南城市大里字高平722-5
23	城間 幸子	那覇市字古島347-2	60	上田 長廣	浦添市西原4-5-1
24	嘉陽 勝次	那覇市首里石嶺町4-411	61	川畑 良美	那覇市首里末吉町3-50-1
25	平良 義勝	西原町字池田371-22	62	平良 夏毅	豊見城市字金良12
26	玉城 正徳	南城市大里字大里807	63	銘苅 茂信	南城市大里字古堅1011-3
27	花城 利彦	南風原町字山川449	64	福里 正吉	那覇市首里石嶺町2-65
28	兼浜 康喜	那覇市字国場254番地 1	65	金城 盛隆	浦添市伊祖3-9-18
32	伊良波 哲	宜野湾市普天間2-22-2			

② 法人 13社

許可番号	会 社 名	代表者名	所 在 地
1	(有)宮國清掃	宮國 喜効	浦添市字前田862-212
2	(有)丸元清掃	親泊 小百合	南城市大里字稲嶺1459番地 1
8	(有)タイラ衛生社	平良 博一	豊見城市字金良28
31	(有)三友	崎濱 秀範	那覇市繁多川4-15-20
33	(有)那覇相互清掃	梅本 祐司	那覇市字国場1171番地の 1
34	(有)丸友産業	友利 俊雄	那覇市字仲井真321-4
50	(株)共栄環境	下田 美智代	南風原町字大名107-1
56	吉浜エコサービス (株)	吉浜 俊一	那覇市首里末吉町4-1-6
58	(有)那覇環境サービス	伊計 盛領	那覇市泊3-1-17
59	(資)沖縄公衆衛生	城間 久美子	那覇市字鏡水174番地
66	(有)都市清掃社	石川 吉雄	那覇市首里石嶺町2-167-12
67	(資)協和	照喜名 悟	那覇市長田1-15-18
68	友平衛生社(有)	友利 久雄	那覇市字仲井真294-3

③ 限定許可 1人 (特殊ごみ:産汚物等)

許可番号	氏 名	所 在 地
103	平良 博一	豊見城市字金良28

④ 限定許可 7社 (自衛隊基地から排出される草木限定)

許可番号	会社名または氏名	代表者名	所 在 地
105	(有)環境クリーン開発	金城 繁治	那覇市字仲井真205番地3
107	昭和技研(有)	松岡 啓	浦添市仲間1-12-7
109	グリーンエコロジーサービス	宮城 俊三	豊見城市字与根489-2
110	(有)とみしろ建材	知念 直志	豊見城市字高安558-8
111	(有)吉田開発	吉田 健英	那覇市東町7-5
112	街クリーン(株)	赤嶺 太介	南城市玉城字前川1188
113	みなみ緑化	照屋 清和	糸満市字真壁1 1 9 5 番地 7

⑤ 限定許可 3人、2社 (生ごみ限定)

許可番号	会社名または氏名	代表者名	所 在 地
121	(株)グリーンエイト	諸見里純子	八重瀬町字具志頭1364番地
122	(資)オキスイ	宮城 明美	沖縄市知花6-23-7
123	外當 佳子		うるま市勝連平安名541
124	仲本 賢正		中城村字奥間971-3
125	田里 崇和		豊見城市字伊良部628-2

⑥ 限定許可 3社 (スプリング入り限定)

許可番号	会社名または氏名	代表者名	所 在 地
105	(有)環境クリーン開発	金城 繁治	那覇市字仲井真205番地3
131	(株)美玉開発	照屋 盛夫	那覇市字仲井真356-1
132	(有)琉球リサイクルセンター	稲福 勉	那覇市与儀1-8-17

7 中間処理施設

(1) 焼却施設の概要 (那覇市・南風原町環境施設組合の施設)

施設名	那覇・南風原クリーンセンター
所在地	南風原町字新川650番地
炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉 (廃熱ボイラ付) + 電気式灰溶融炉 + 破砕選別設
焼却能力	450トン/日 (150トン/24H×3炉)
灰溶融炉	52トン/日 (26トン/日×2炉)
破 砕 選 別 設	39トン/5H (そ大ごみ6トン/5H、不燃ごみ33トン/5H)
発電容量	8,000Kw

(2) 資源化施設の概要

施設名	エコマール那覇リサイクル棟
所在地	南風原町字新川655番地
主要設備	プラットホーム、供給コンベア、破集袋機、磁選機、圧縮機、圧縮梱包機等
処理能力	53t/日 (ペットボトル8t・スチール缶11.5t・アルミ缶1.5t びん類17t・古布類2t・草木13t)

8 一般廃棄物最終処分場

(那覇市・南風原町環境施設組合の施設)

施設名	那覇エコアイランド
埋立面積	27,000m ²
埋立容量	107,000?

水処理施設処理能力	90? /日
廃棄物埋立期間	平成19年度～平成28年度 (概ね10年)
廃棄物埋立護岸構造	傾斜捨石式護岸、二重遮水シート、地盤改良

9 し尿・浄化槽汚泥の処理

(1) 処理体制

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に基づき、市長が許可した一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥）収集運搬業者及び浄化槽法第35条第1項の規定に基づき、市長が許可した浄化槽清掃業者により、収集運搬を行い、那覇市し尿等下水道放流施設において陸上処理を行う。

① 一般廃棄物（し尿）収集運搬業者

許可番号	名 称	代 表 者	所 在 地
12	(有)中央環境サービス公社	知念 正敏	那覇市曙2-20-11

② 浄化槽清掃業者及び一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業者

許可番号	名 称	代 表 者	所 在 地
2	那覇衛生管理サービス	大城 秀吉	那覇市与儀2-4-7
3	那覇衛生設備工業	仲里 猛	南風原町字津嘉山1605-2
6	(有)あかつき衛生	新垣 正和	那覇市字仲井真205-3
8	(有)丸十衛生設備	大城 昌永	南風原町字津嘉山675
9	アサヒ浄化槽清掃社	富本 祐昌	南城市大里字仲間1024-6
10	(有)トップ環境	上間 克千代	西原町字小那覇1191-1
12	(有)中央環境サービス公社	知念 正敏	那覇市曙2-20-11

10 那覇市し尿等下水道放流施設

所在地	浦添市伊奈武瀬1丁目5番11号
面積	2,249㎡
処理能力	24k l /日 (し尿10k l、浄化槽汚泥14k l)

11 細目について

市民に配布する「家庭ごみの正しい分け方・出し方」、事業所に配付する「事業系ごみの分け方・出し方」、その他チラシ、リーフレット等に記載する細目は、この告示に基づくものとみなす。

別 表 (地域別ごみ収集曜日)

収集地域	燃やすごみ	燃やさないごみ 有害・危険ごみ・その他		かん	ペット ボトル	びん	紙・布	草・木	
①③	火・金曜日	第2 第4	月曜日	木曜日			水曜日	第1 第3 第5	月曜日
④	月・木曜日		火曜日	金曜日			水曜日		火曜日
②⑤⑦	火・金曜日		月曜日	水曜日	月曜日	木曜日	月曜日		
⑥⑧⑨	月・木曜日		火曜日	水曜日	火曜日	金曜日	火曜日		

	収 集 地 域	地 域 名 (枝番・号は省略)		
首 里	①	赤田町1～3丁目 赤平町1～2丁目 石嶺町1～4丁目 池端町 大中町1～2丁目 儀保町1丁目 儀保町2丁目1～6番地 儀保町3丁目 儀保町4丁目 19～24、 79-7・10・11・14 番地	金城町1～4丁目 久場川町1～2丁目 崎山町1～4丁目 寒川町1～2丁目 平良町1丁目(県道241号 線より城北小学校側) 平良町2丁目(9～18番 地) 汀良町1～3丁目 当蔵町1～3丁目	桃原町1丁目(1～7番地) 桃原町1丁目(10～25番 地) 鳥堀町1～5丁目 真和志町1～2丁目 山川町1丁目(1～63番 地) 山川町2丁目(1、6、7-1・ 5・10番地) 山川町3丁目(1、4、7、5 6、57、61番地)
	②	大名町1～3丁目 儀保町2丁目(1～6番地 を 除く) 儀保町4丁目(19～24、7 9-7・10・11・14番地を除 く) 末吉町1～4丁目	平良町1丁目(県道241号 線より大名側) 平良町2丁目(9～18番地 を除く) 桃原町1丁目(8～9番地) 桃原町1丁目(26番地以 上)	桃原町2丁目 山川町1丁目(64番地以 上) 山川町2丁目(1、6、7-1・ 5・10番地を除く) 山川町3丁目(1、4、7、56、 57、61 番地を除く)
真 和 志	③	字安里 388～410 番地 安里交番の南側と安里 橋通り北側の間	字大道の県道 29 号線 (大道通り)より南側、 (128～129、172～172-8、 172-10～173 番地を除 く)	字松川(295～542、600、6 01、602番地を除く) 松川1～3丁目 三原 1～2 丁目
	④	字上間 上間1丁目 字国場(与儀国場北線 より寄宮側を除く)	字古波蔵(304～378番地 を除く) 古波蔵2～4丁目 字識名 識名1～4丁目 字仲井真 長田1～2丁目	繁多川1～5丁目 字真地 三原3丁目 字与儀(372番地以上) 与儀2丁目 寄宮3丁目

	⑤	字安里の県道 29 号線(崇元寺通り～大道通り)より北側 安里 1～3 丁目	字大道の県道29号線(大道通り)より北側 字古島 古島1～2丁目	字真嘉比 真嘉比2～3丁目 字松川 (295～542、600、601、602番地) 松島1～2丁目
	⑥	字安里 379～420 番地(安里交番の北側と大道大通り南側の間) 字国場 (与儀国場北線より寄宮側)	字大道(128～129、172～172-8、172-10～173番地) 壺屋2丁目	字与儀(1～371番地) 与儀1丁目 字寄宮 寄宮1～2丁目
本 片	⑦	曙1～3丁目 字安謝 安謝1～2丁目 字天久 天久1～2丁目 泉崎1丁目 字上之屋 上之屋1丁目	おもろまち1～4丁目 久米1～2丁目 久茂地1～3丁目 辻1～3丁目 壺屋1丁目 泊1～3丁目 西1～3丁目 東町	前島1～3丁目 牧志1～3丁目 松尾1～2丁目 松山1～2丁目 港町1～4丁目 字銘苅 銘苅1～3丁目 若狭1～3丁目
	⑧	旭町 泉崎2丁目 奥武山町	字古波蔵304～378番地 * 古波蔵2～4丁目は真和志の④で表示 字楚辺 楚辺1～2丁目	字壺川 壺川1～3丁目 字二中前 樋川1～2丁目 山下町
小 禄	⑨	赤嶺1～2丁目 安次嶺 字宇栄原 宇栄原1～3丁目	字小禄 小禄1～5丁目 金城1～5丁目 鏡原町 具志1～3丁目	高良1～3丁目 字田原 田原1～4丁目 宮城1丁目

公 告

那覇市公告第 289 号

平成 23 年 3 月 9 日

掲 示 済

那覇広域都市計画事業真嘉比古島第一地区土地区画整理事業の事業計画変更について

那覇広域都市計画事業真嘉比古島第一地区土地区画整理事業の事業計画の変更をしたので、土地区画整理法第 55 条第 13 項において準用する同条第 9 項の規定により、下記の事項を公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

- 1 土地区画整理事業の名称 那覇広域都市計画事業
真嘉比古島第一地区土地区画整理事業
- 2 施 行 者 の 名 称 那 覇 市
- 3 施 行 地 区

那覇市	古 島	1 丁目 2 丁目	全 部
	真嘉比	1 丁目 2 丁目	
	松 島	1 丁目 2 丁目	
	字古島	古島宝口原	の 一 部
	首里山川町	2 丁目	
	字松川	与那覇堂原	
	首里末吉町	4 丁目	

- 4 事 業 施 行 期 間 昭和 5 0 年 6 月 5 日から
平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで
- 5 事 務 所 の 所 在 地 那覇市字真嘉比 3 4 3 番地 1 3
都市計画部区画整理課
- 6 事業計画の決定の年月日 昭和 5 0 年 6 月 5 日
- 7 事業計画の変更の年月日 平成 2 6 年 3 月 9 日
-

那覇市公告第 290 号

平成 23 年 3 月 9 日

掲 示 済

那覇広域都市計画事業壺川土地区画整理事業の事業計画変更について

那覇広域都市計画事業壺川土地区画整理事業の事業計画の変更をしたので、土地
区画整理法第 55 条第 13 項において準用する同条第 9 項の規定により、下記の事項
を公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

1 土地区画整理事業の名称 那覇広域都市計画事業
壺川土地区画整理事業

2 施 行 者 の 名 称 那 覇 市

3 施 行 地 区

那覇市	泉 崎	1 丁目 2 丁目	の一部
	旭 町		
	字 壺 川	赤畑原、阿手川原	
	字古波蔵	長作原	
	楚 辺	2 丁目	

4 事 業 施 行 期 間 昭和 5 9 年 1 月 1 8 日から
平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで

5 事 務 所 の 所 在 地 那覇市字真嘉比 3 4 3 番地 1 3
都市計画部区画整理課

6 事業計画の決定の年月日 昭和 5 8 年 8 月 1 1 日

7 事業計画の変更の年月日 平成 2 3 年 3 月 9 日

那覇市公告第 294 号
平成 23 年 3 月 10 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・那22号 松山線
 - 2 施行者の名称 那 覇 市
 - 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課
 - (2) 期間 平成23年 3月10日～平成25年3月31日
-

那覇市公告第 295 号
平成 23 年 3 月 14 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 7・7・那20号 金城西線
- 2 施行者の名称 那 覇 市
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課
 - (2) 期間 平成23年3月14日～平成24年3月31日

消防本部訓令

那覇市消防本部訓令第2号

平 成 2 3 年 3 月 4 日

公 布 済

那覇市消防救助隊訓令を次のように定める。

那覇市消防本部消防長 宮 平 智

那覇市消防救助隊訓令

那覇市消防救助隊規程(昭和61年5月1日消防本部訓令第4号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、消防法(昭和23年法律第186号)第36条の2の規定による救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令(昭和61年自治省令第22号。以下「省令」という。)に基づき、救助隊の編成、運用等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令における用語の定義は、人命の救助を行うため必要な特別の救助器具を装備した消防隊(以下「救助隊」という。)のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 特別救助隊とは、省令第4条第1項に規定する要件を満たすものをいう。
- (2) 高度救助隊とは、省令第5条に規定する要件を満たすものをいう。

(配置)

第3条 救助隊の配置は、次とおりとする。

- (1) 中央消防署に特別救助隊を配置する。
- (2) 西消防署に高度救助隊を配置する。

(出場区分)

第4条 出場区域は、那覇市行政区域とする。ただし、消防長の特命ある場合は、この限りでない。

2 災害現場においては、災害発生地を管轄する署長の指揮を受けるものとする。

(任命)

第5条 救助隊員及び予備隊員は、身体強健かつ責任感旺盛にして救助業務に適正を有する者のうちから、救助活動に関する基準(昭和62年消防庁告示第3号)に定めるもののほか、救助隊員選考基準(別表)を満たしている者から消防長が任命する。

(救助隊の編成)

第6条 救助隊は、隊長、副隊長及び隊員で構成し、救助工作車、ポンプ車、はしご車、水難救助車等及び所要の救助資器材をもって編成する。

2 隊長は、消防司令補 副隊長は、消防士長 隊員は、消防士長、消防副士長又は消防士をもって充てる。

3 特別救助隊は、兼任救助隊とする。

4 高度救助隊は、専任救助隊とする。

(任務)

第7条 救助隊の任務は次のとおりとする。

(1) 火災時の人命救助又は工作活動

(2) 水難事故及び交通事故等の救助活動

(3) その他の災害等に伴う消防活動

(研修及び訓練)

第8条 消防長又は署長は、隊員の知識及び技術の向上を図るため、積極的に救助業務に関する研修及び訓練を行わなければならない。

(隊長の責務)

第9条 隊長は、上司の命を受けて隊員を指揮監督し、救助業務を迅速的確に行うとともに、隊員の安全確保に努めなければならない。

2 隊長は、特異な救助事案がある場合には、指揮隊の任務を補完することができる。

(任務の代行)

第10条 隊長に事故がある場合は、副隊長がその任務を代行する。

2 副隊長に事故がある場合は、消防士長の階級にある者が、その任務を代行する。

(報告)

第11条 救助訓練を行ったときは、那覇市消防本部警防規程に定める救急・救助訓練報告書(第2号様式)で消防長に報告しなければならない。

2 救助活動を行ったときは、那覇市消防本部警防規程に定める救助活動報告書(第5号様式)で消防長に報告しなければならない。

(検討会)

第12条 署長又は警防課長は、今後の活動に役立てるため、救助活動において特異又は必要な事例については、検討会を開催しなければならない。

(その他)

第13条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項については消防長が定める。

付 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

別表(第 5 条関係)

救助隊員選考基準

1 精神的及び身体的要件

- (1) 厳しい条件下において救助活動を遂行し得る責任感旺盛な職員で、身体が強健であること。
- (2) 救助活動及び救助訓練において自らの安全を確保できること。
- (3) 救助活動に係る最新の専門的知識を豊富に有しており、高度な技能及び専門的技術を備え、これらを活用した応用力を発揮できること。

2 身体検査基準

- (1) 疾 患 救助活動に支障となる慢性疾患が無いこと。
- (2) 肺活量 概ね 3500 c c 以上
- (3) 握 力 左右 40 キログラム以上
- (4) 視 力 両眼で視力 0.7 以上、一眼がそれぞれ 0.3 以上又は矯正視力 1.0 以上であること。
- (5) 聴 力 正常であること
- (6) その他 心身に欠陥及び故障がないと認められる者

3 体力的要件

- (1) 腕立て伏せ 50 回以上
- (2) 起き上がり 45 回以上 (1 分間)
- (3) 懸 垂 10 回以上
- (4) シャトルラン 80 回以上
- (5) 泳 力 150m 以上 (5 分間)
- (6) その他必要な項目

4 その他の要件

- (1) 特別救助隊長は、年齢 50 歳以下であること。
- (2) 高度救助隊長は、年齢 50 歳以下であること。
- (3) 副隊長及び救助隊員は、年齢が 40 歳以下であること。
- (4) 消防大学校における救助科、消防救助に関する教育コース又は消防学校教育訓練に規定する救助科を終了した者及び同等以上の知識、技術を有する者として消防長が認定した者

5 技術的要件

- (1) 各種救助資機材の構造、性能、取扱を熟知している者
- (2) 各種救助操法及び水難救助法を習得している者
- (3) 救急に関する知識、技術及び応急手当法を習得している者

那覇市消防本部訓令第3号

平 成 2 3 年 3 月 2 3 日

公 布 済

那覇市消防職員の勤務の記録に関する訓令を次のように定める。

那覇市消防長 宮平 智

那覇市消防職員の勤務の記録に関する訓令

那覇市消防職員出勤簿整理規程(平成8年那覇市消防本部訓令第4号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、那覇市消防職員(以下「職員」という。)の勤務の記録に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務の記録の整理等)

第2条 職員の勤務の記録は、那覇市消防本部の組織等に関する規則(昭和47年那覇市規則第55号)第3条第1項に規定する課長及び那覇市消防署の組織に関する規程(昭和47年那覇市消防本部訓令第1号)第3条第1項に規定する署長(以下「所属長」という。)が整理し、及び保管する。

2 所属長は、必要に応じて前項に規定する整理及び保管の一部を所属長の指定した者に行わせることができる。

(勤務の記録の表示)

第3条 所属長は、勤務時間等の割振り指定を庶務管理システム(コンピュータにより庶務の処理及び管理を行うシステムをいう。以下同じ。)又は出勤簿等に表示しなければならない。

2 所属長は、適時、職員の勤務の記録を点検し、申請等と照査の上、別表により表示しなければならない。

(研修及び別勤における出勤確認)

第4条 所属長は、職員が本市の主催する研修を受けるとき又は別勤をするときは、研修又は別勤の責任者から結果について報告を受け、出欠の確認をするものとする。

(勤怠報告書の提出)

第5条 所属長は、職員の勤怠を調査し、消防本部総務課長(以下「総務課長」という。)の定める要報告該当者について勤怠報告書により速やかに総務課長にその勤怠について報告しなければならない。

2 所属長は、職員の月間の勤怠について、月間勤怠調を翌月10日までに総務課長に提出しなければならない。

3 所属長は、前年度の職員の勤怠について年間勤怠調を4月20日までに総務課長に提出しなければならない。

（総務課長による調査等）

第6条 総務課長は、職員の勤務の記録の整理状況に関し必要があると認めるときは、適宜調査するとともに、所属長に対して報告を求めることができる。

（出勤簿の提出及び保管）

第7条 出勤簿は、当該年度終了後速やかに総務課長に引き継がなければならない。

2 総務課長は、庶務管理システムにおける職員の勤務の記録及び前項の規定により引き継がれた出勤簿の保管の任に当たるものとする。

（その他）

第8条 この訓令に定めるもののほか、職員の勤務の記録に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

号	記録の種類		表示	
			庶務管理システム	出勤簿
1	出張又は赴任		出張	出張
2	研修		研修	研修
3	別勤		別勤	別勤
4	週休日	全日	週休	週休
		半日		半週休
5	週休日の振替え		振替	振替
6	半日勤務時間の割振り変更		半振	半振替
7	休日の代休日		代休	代休
8	動員による代休		動員	動員()
9	年次有給休暇		年休	年休()
10	公傷病休暇		公傷	公傷
11	結核性療養休暇		療養	療養
12	私傷病休暇		私傷	私傷病
13	出産休暇		産休	産休
14	生理休暇		生休	生休
15	夏期休暇		夏休	夏休
16	忌引休暇		忌引	忌引
17	ボランティア休暇		ボ休	ボラン休
18	介護休暇		介護	介護休()
19	子の看護休暇		子看	子看護休
20	第10号から前号まで以外の休暇		特休	特休()
21	組合休暇		組休	組休
22	職務専念義務免除		職免	職免()
23	停職		停職	停職
24	休職		休職	休職
25	在籍専従休職		専従	専従
26	育児休業又は部分休業		育休	育休()
27	欠勤		欠勤	欠勤()

備考

- 1 第4号において週休日が毎週土曜日及び日曜日の全日とされている場合には、週休日の表示を記入することを要しない。
- 2 表中の()内には、勤務を免除された時間数(第22号において、旧盆による場合にあっては旧、リフレッシュ休暇による場合にあっては勤務年数に応じて20年又は30年)を記入する。

那覇市消防本部訓令第4号

平 成 2 3 年 3 月 2 3 日

公 布 済

那覇市消防職員の勤務時間等に関する訓令を次のように定める。

那覇市消防長 宮平 智

那覇市消防職員の勤務時間等に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号。以下「条例」という。)及び那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、那覇市消防職員(以下「職員」という。)の勤務時間等に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務種別)

第2条 職員の勤務種別は、毎日勤務及び交替制勤務とする。

(毎日勤務の職員の勤務時間等)

第3条 毎日勤務の職員の勤務時間、休憩時間、週休日及び休日については、条例及び規則に定めるところによる。

(交替制勤務の職員の勤務時間等)

第4条 交替制勤務の職員(以下「交替制勤務者」という。)は、第1部、第2部及び第3部の3部(指令情報課においては、「部」を「係」と読み替えるものとする。)に分けるものとし、輪番交替にて担当事務を処理する。

2 前項の場合において、交替時間は午前9時とする。

3 勤務時間等については、次に掲げるとおりとする。

(1) 勤務時間を割り振られた午前9時から翌日の午前9時までの間を当務とする。

(2) 当務終了時から翌々日の午前9時までの間は勤務を要しないものとする。

(3) 前号のうち暦日となる日を週休日とする。

(4) 第2号のうち、前号に掲げる週休日以外を非番とする。

(週休日)

第5条 所属長は、交替制勤務者の週休日を3週間に6日割り振るものとする。

(交替制勤務者の勤務時間の割振り及び休憩時間)

第6条 交替制勤務者の勤務時間は、休憩時間を除き1週間当たり38時間45分とする。

2 交替制勤務者の勤務時間は、当務において15時間30分とする。この場合において、午前9時から午後5時45分まで及び午後5時45分から翌日午前9時までにそれぞれ7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。

- 3 第4条第3項第2号の規定にかかわらず、交替制勤務者には3週間に1回、当務に引き続かない日に7時間45分の勤務時間を前項の例により割り振るものとする。
- 4 交替制勤務者の休憩時間は、午前9時から午後5時45分までの間に1時間、午後5時45分から翌日午前9時までの間に7時間30分を割り振るものとする。
- 5 前項に定める休憩時間に勤務を命ずる場合又は命じた場合は、当務に割り振られた勤務時間内において別に休憩時間を与えるものとする。
- 6 交替制勤務者は、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第33条第1項第1号の規定に基づき、前2項の休憩時間中であっても勤務場所を離れてはならない。
- 7 当務における個々の勤務時間及び休憩時間の割振りについては、所属長が定める。
(休日の勤務)

第7条 交替制勤務者は、条例第7条第1項に規定する休日であっても、その日が当務の日に割り振られたときは勤務しなければならない。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、職員の勤務時間等について必要な事項は、消防長が別に定める。

付 則

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規程は、廃止する。
 - (1) 那覇市隔日勤務消防職員の勤務時間等に関する規程(平成4年那覇市消防本部訓令第1号)
 - (2) 那覇市毎日勤務消防職員の勤務時間に関する規程(平成21年那覇市消防本部訓令第2号)
 - (3) 那覇市消防職員の3部制勤務の試行に伴う勤務時間等の特例に関する規程(平成21年那覇市消防本部訓令第3号)

那覇市消防本部訓令第5号

平 成 2 3 年 3 月 2 3 日

公 布 済

那覇市消防署勤務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市消防長 宮平 智

那覇市消防署勤務規程の一部を改正する訓令

那覇市消防署勤務規程(昭和54年那覇市消防本部訓令第2号)の一部を改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この<u>規程</u>は、消防署(出張所を含む。)に配置された職員(以下「職員」という。)の勤務について必要な事項を定めるものとする。 (勤務種別) 第2条 消防署における勤務は、毎日勤務及び<u>隔日勤務</u>とし、その割り振りは別に定める。 2 前項の<u>隔日勤務</u>は、<u>第1、第2の2部に</u> <u>分けて勤務するものとする。</u> <u>第3条 削除</u> (勤務交替) 第4条 <u>隔日勤務者</u>の勤務交替は、勤務についている者を除く全員が集合し、点呼、<u>機械器具</u>の点検を行い、当務中の状況及び重要事項で<u>反対部</u>の勤務に影響するものは申し送らなければならない。 2～3 [略] (出勤中の交替等) 第5条 交替の時間に<u>反対部</u>が火災等に出勤中で帰署(所)していない場合は、当務となるべき部の指揮者は、所定の時間に点呼を行う。 2 [略] <u>第6条～第7条 [略]</u> (通信及び受付) 第8条 <u>通信、受付勤務の要領については</u> <u>那覇市消防本部通信規程(平成3年消防本部訓令第2号)に定めるとおりとする。</u> <u>第9条 削除</u> <u>第10条 [略]</u>	(趣旨) 第1条 この<u>訓令</u>は、消防署(出張所を含む。)に配置された職員(以下「職員」という。)の勤務について必要な事項を定めるものとする。 (勤務種別) 第2条 消防署における勤務は、毎日勤務及び<u>交替制勤務</u>とし、その割り振りは別に定める。 (勤務交替) 第3条 <u>交替制勤務者</u>の勤務交替は、勤務についている者を除く全員が集合し、点呼<u>及び機械器具</u>の点検を行い、当務中の状況及び重要事項で<u>次に当務となる部</u>の勤務に影響するものは申し送らなければならない。 2～3 [略] (出勤中の交替等) 第4条 交替の時間に<u>非番となる部</u>が火災等に出勤中で帰署(所)していない場合は、当務となるべき部の指揮者は、所定の時間に点呼を行う。 2 [略] <u>第5条～第6条 [略]</u> (通信及び受付) 第7条 <u>通信及び受付勤務の要領については</u> <u>那覇市消防情報通信規程(平成16年那覇市消防本部訓令第9号)に定めるとおりとする。</u> <u>第8条 [略]</u>

(監督者) <u>第11条</u> 消防士長以上の階級にある者は、<u>監督者</u>として上司の命を受けて部下職員の勤務についてそれぞれの階級に従い監督しなければならない。 <u>第12条</u> [略] (監督者の留意事項) <u>第13条</u> 監督者は<u>次の事項</u>に留意しなければならない。 (1)～(6) [略] (7) 備品及び<u>給貸与品</u>の保存並びに消耗品使用の適否 (8)～(12) [略] <u>第14条～第18条</u> [略] (委任) <u>第19条</u> この規程に定めるもののほか、職員の勤務について必要な事項は、別に定める。	(監督者) <u>第9条</u> 消防士長以上の階級にある者(以下「<u>監督者</u>」という。)は、<u>上司</u>の命を受けて部下職員の勤務についてそれぞれの階級に従い監督しなければならない。 <u>第10条</u> [略] (監督者の留意事項) <u>第11条</u> 監督者は、<u>次の事項</u>に留意しなければならない。 (1)～(6) [略] (7) 備品及び<u>貸与品</u>の保存並びに消耗品使用の適否 (8)～(12) [略] <u>第12条～第16条</u> [略] (委任) <u>第17条</u> この訓令に定めるもののほか、職員の勤務について必要な事項は、別に定める。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 33 号

平成 23 年 3 月 11 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定および異動について

那覇市下水道条例第 11 条、第 16 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり新規指定および異動があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

新 規 指 定

指定(登録)番号	第 4 3 7 号
指定工事店名	有限会社 三清土建
営業所所在地	糸満市西川町 6 番 1 6 号
代表者名	上原 清徳
有効期間	自 平成 2 3 年 3 月 2 日
	至 平成 2 7 年 3 月 3 1 日

異 動

指定(登録)番号	第 1 7 号
指定工事店名	合資会社 第一設備
営業所所在地	那覇市与儀 2 丁目 1 2 番 2 5 号
代表者名	武村 健
異動年月日	平成 2 3 年 4 月 1 日
異動事由	代表者の変更

福祉事務所長訓令

那覇市福祉事務所長訓令第 1 号

平 成 2 3 年 4 月 1 日

那覇市福祉事務所事務専決規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

那覇市福祉事務所長

久 場 健 護

那覇市福祉事務所事務専決規程の一部を改正する訓令

那覇市福祉事務所事務専決規程(昭和54年那覇市福祉事務所長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(専決事項) 第3条 所長の権限に属する事務のうち、こどもみらい部長、<u>副部長</u>、参事(参事兼保護管理課長に限る。以下同じ。)、課長、担当副参事、主幹又は主査が専決することができる事務は、別表に定めるとおりとする。 (専決の例外) 第5条 この訓令により専決できる事項であっても、次の各号のいずれかに該当する事項については、上司の決裁を受けなければならない。 (1) <u>訓令</u>の解釈上疑義があると認められる事項 (2) [略] (3) 紛議論争のあるもの<u>又は</u>将来その原因となるおそれがあると認められる事項 (4) [略] (代決) 第6条 所長が決裁する事項について<u>所長が不在</u>のときは健康福祉部副部長が、健康福祉部副部長も不在のときは主務の課長が代決する。ただし、保護管理課、保護第一課及び保護第二課における所長が決裁する事項について<u>所長が不在</u>のときは、参事が代決する。 2 こどもみらい部長が専決する事項について<u>こどもみらい部長が不在</u>のときはこどもみらい部副部長が、<u>こどもみらい部副部長が不在</u>のときは主務の課長が代決する。 3 <u>副部長が専決する事項について副部</u>	(専決事項) 第3条 所長の権限に属する事務のうち、こどもみらい部長、参事(参事兼保護管理課長に限る。以下同じ。)、課長、担当副参事、主幹又は主査が専決することができる事務は、別表に定めるとおりとする。 (専決の例外) 第5条 [略] (1) <u>法令等</u>の解釈上疑義があると認められる事項 (2) [略] (3) 紛議論争のあるもの、<u>又は</u>将来その原因となるおそれがあると認められる事項 (4) [略] (代決) 第6条 所長が決裁する事項について、<u>所長が不在</u>のときは健康福祉部副部長が、健康福祉部副部長も不在のときは主務の課長が代決する。ただし、保護管理課、保護第一課及び保護第二課における所長が決裁する事項について、<u>所長が不在</u>のときは、参事が代決する。 2 こどもみらい部長が専決する事項について、<u>こどもみらい部長が不在</u>のときはこどもみらい部副部長が、<u>こどもみらい部副部長も不在</u>のときは主務の課長が代決する。

長が不在のときは、主務の課長が代決する。

4～6 [略]

別表

[略]

健康福祉部副部長の専決事項

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6に規定する障害福祉サービスの措置に関すること。
- (2) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第6条の2に規定する介護支援相談に関すること。
- (3) 老人福祉法第10条の4第1項に規定する居宅における介護等及び同条第2項に規定する日常生活用具の給付等の措置に関すること。
- (4) 老人福祉法第11条第1項に規定する老人ホームへの入所等及び同条第2項に規定する葬祭等に関すること。
- (5) 老人福祉法第27条第1項に規定する遺留金品の処分に関すること。
- (6) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条に規定する障害福祉サービス、入所等の措置に関すること。
- (7) 身体障害者福祉法第23条に規定する売店に関する協議、調査及び措置に関すること。
- (8) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第16条第1項に規定する知的障害者の指導等の措置に関すること。
- (9) 知的障害者福祉法第15条の4に規定する障害福祉サービスの措置に関すること。
- (10) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3章に規定する障害児福祉手当の

3～5 [略]

別表(第3条関係)

[略]

支給、同法第3章の2に規定する特別
障害者手当の支給及び国民年金法
等の一部を改正する法律(昭和60年
法律第34号)附則第97条に規定する
従前の例によることとされる福祉
手当(以下この表において「附則第
97条に規定する福祉手当」という。)
の支給に関すること。

こどもみらい課長

- (1) 児童福祉法第24条に規定する保
育の実施およびその他の保護に関
すること。

子育て応援課長

- (1) 児童福祉法第21条の28に規定す
る放課後児童健全育成事業の実施
及び利用の促進に関すること。

障がい福祉課長の専決事項

- (1) 身体障害者福祉法第9条第7項に
規定する身体障害者更生相談所の
判定の請求に関すること。

(2) [略]

(3)～(4) [略]

こどもみらい課長

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164
号)第24条に規定する保育の実施お
よびその他の保護に関すること。

子育て応援課長

- (1) 児童福祉法第21条の10に規定す
る放課後児童健全育成事業の実施
及び利用の促進に関すること。

障がい福祉課長の専決事項

- (1) 児童福祉法第21条の6に規定す
る障害福祉サービスの措置に関す
ること。

- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法
律第283号)第9条第7項に規定する
身体障害者更生相談所の判定の請
求に関すること。

- (3) 身体障害者福祉法第18条に規定
する障害福祉サービス、入所等の措
置に関すること。

(4) [略]

- (5) 身体障害者福祉法第23条に規定
する売店に関する協議、調査及び措
置に関すること。

(6)～(7) [略]

- (8) 知的障害者福祉法(昭和35年法
律第37号)第15条の4に規定する障
害福祉サービスの措置に関するこ
と。

- (9) 知的障害者福祉法第16条第1項
に規定する知的障害者の指導等の
措置に関すること。

(5)～(7) [略]

(8) 療育手帳制度について(昭和48年厚生省発児第156号に基づく療育手帳の申請に関すること。

(9)～(11) [略]

(12) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第35条に規定する障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給を受けている者等からの届出及び提出物の受付け並びに附則第97条に規定する福祉手当の支給を受けている者等からの届出及び提出物の受付けに関すること。

(13)～(14) [略]

ちやーがんじゅう課長の専決事項

(1) [略]

(2) [略]

(10)～(12) [略]

(13) 沖縄県療育手帳制度規程(昭和49年沖縄県告示第462号)第2条の規定に基づく療育手帳の申請に関すること。

(14)～(16) [略]

(17) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3章に規定する障害児福祉手当及び同法第3章の2に規定する特別障害者手当の支給並びに国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条に規定する従前の例によることとされる福祉手当(以下この表において「附則第97条に規定する福祉手当」という。)の支給に関すること。

(18) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第35条に規定する障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給を受けている者等からの届出及び提出物の受付け並びに附則第97条に規定する福祉手当の支給を受けている者等からの届出及び提出物の受付けに関すること。

(19)～(20) [略]

ちやーがんじゅう課長の専決事項

(1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第10条の4第1項に規定する居宅における介護等及び同条第2項に規定する日常生活用具の給付等の措置に関すること。

(2) 老人福祉法第11条第1項に規定する老人ホームへの入所等及び同条第2項に規定する葬祭等の措置に関すること。

(3) [略]

(4) 老人福祉法第27条第1項に規定する遺留金品の処分に関すること。

(5) [略]

[略] 保護管理課長の専決事項 (1)～(6) [略] (7) 行旅病人法第3条及び第8条第2項に規定する扶養義務者及び公共団体に対する通知並びに<u>引き取り</u>手続に関する事。 (8)～(13) [略] 保護第一課長及び保護第二課長の専決事項(保護第二課長については(16)を除く。) (1)～(6) [略] (7) 生活保護法第30条から<u>第37条</u>までに規定する保護の方法に関する事。 (8) 生活保護法第48条第4項に規定する届出の<u>受付</u>に関する事。 (9)～(16) [略] [略]	[略] 保護管理課長の専決事項 (1)～(6) [略] (7) 行旅病人法第3条及び第8条第2項に規定する扶養義務者及び公共団体に対する通知並びに<u>引取</u>手続に関する事。 (8)～(13) [略] 保護第一課長及び保護第二課長の専決事項(保護第二課長については(16)を除く。) (1)～(6) [略] (7) 生活保護法第30条から<u>第37条の2</u>までに規定する保護の方法に関する事。 (8) 生活保護法第48条第4項に規定する届出の<u>受付</u>に関する事。 (9)～(16) [略] [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。